

文化審議会文化財分科会企画調査会 中間整理たたき台（案）

I. はじめに

- ・ 文化審議会では、平成 29 年文部科学大臣より「これからの文化財の保存と活用の在り方について」諮問を受け、第一次答申をとりまとめ。文化財の保存活用のための地域計画などの制度改正がなされ、地域における文化財保存活用の動きの活性化を促した。令和 3 年には、無形の文化財に登録制度が設けられ、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備。
- ・ 我が国の文化財は、国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であり、文化財を適切に保存し確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務。文化財は、魅力あふれる地域づくりの礎となり、地域の活性化に寄与するものであり、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承することが必要。
- ・ 文化財を後世に確実に継承していくには適切な保存を図ることが重要であるが、修理技術者や天然素材を用いた用具製作・原材料生産の担い手の高齢化、減少、後継者不足により、文化財保存技術は継承の危機に瀕している。
- ・ 文化財は、一度壊れたり、途絶えたりすれば取り返しのつかないもの。現代を生きる世代だけでなく、連綿と続く未来の世代にわたって、文化財の魅力や価値を享受し続けることができるようにするためにも、文化財の保存・継承に携わる人材の養成や事業量の確保を計画的に推進する必要。
- ・ 文部科学省では、文化財の修理技術者等や、用具・原材料の確保・支援等のための 5 か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」を策定。
- ・ 同プロジェクトの推進には、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要。また平成 29 年の諮問のうち一部が継続審議となっていることから、令和 3 年 8 月 23 日、企画調査会に対し文部科学大臣より以下の事項について審議要請。
 - （１）文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方
 - （２）文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
 - （３）持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進）
- ・ 本企画調査会では、2021 年 10 月以降、これまで計〇回にわたり会議を開催し、企画調査会の委員や関係者（各分野の選定保存技術保持者・保存団体、地方公共

団体、民間企業、原材料生産者等）による意見発表、自由討議を行った。

- ・ 今般、これまでの企画調査会における主な意見を踏まえ、今後議論を深めるべき主な事項ごとに検討の方向性について中間整理を行うものである。

II. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

1. 沿革、現状の取組と課題

（文化財の保存技術に係る沿革）

- ・ 我が国の有形文化財の多くは、主として木、紙、漆、絹、糸等の脆弱な材料、構造で作られており、前近代から継承してきた伝統的な技術を基本とする定期的な修理によって、ようやく今日まで保存。文化財の価値を後世に確実に継承するためには、将来にわたって質の高い修理を重ねることが必要であり、修理技術に加えて、長年使用されてきた自然素材の用具、原材料が不可欠。このことは、無形文化財である芸能に使用される楽器、小道具、衣装の製作・修理や、工芸の作品制作に使用される用具・原材料についても、同様。
- ・ 文化財の保存技術は、高度な専門的知識と経験によって錬磨・継承されるもの。一方、技術者等の減少、高齢化、後継者の確保が困難といった傾向が著しいことから、昭和 50 年、文化財保護法の一部改正により文化財の保存技術の保護制度（以下「選定保存技術制度」という。）創設。文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で、保存を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定。伝承者養成、技術の錬磨、原材料・用具の確保、普及・啓発等の支援を通じて、その保存が図られてきた。
- ・ 令和 4 年 3 月現在、選定保存技術は 82 件選定され、保持者 58 人、保存団体 35 体（重複認定を除く実団体数）が認定。保持者・保存団体による伝承者養成事業の実施をはじめ、国も保持者や保存団体が行う伝承者養成、技術の錬磨等に対する支援を拡充。

（現状の取組と課題）

- ・ しかしながら、多くの分野では保持者の高齢化、後継者不足の傾向は継続。要因としては、選定保存技術制度創設以前からの課題として技術者の減少、生業としての不安定さ、保持者が行う事業の零細性・保存団体組織の脆弱性に加え、制度の社会的認知度の低さといった課題。これらの課題は相互に絡み合っており、解決方策は総合的に検討する必要。
- ・ 第一に、生活様式の近代化や技術革新の進展によって、本来広い裾野を形成していた文化財分野以外の需要が減少するなど、文化財保存技術を取り巻く環境が変

化。結果として技術者及び後継者の減少が加速。後継者養成を限られた現役の技術者が担う状況は、技術者にとって大きな負担となっており、着実な技術継承が危ぶまれる事態。

- ・ 国は、技術の保護を目的として選定保存技術制度を創設。その選定の在り方として、保持者・保存団体は原則 1 名・1 団体を認定する運用。技術内容や地域的特色などの違いがある場合についてのみ、例外的に複数認定を行っているが、その数は全分野を通して 8 技術。今日の状況においてはこうした限定的な運用が安定的な担い手の確保及び技術の継承の観点から障害との指摘。
- ・ 第二に、保持者・保存団体に所属する技術者であっても、市場の小ささ、需要の減少を背景に、生業として不安定な状況にある者も少なくない。技術の継承の担い手を確保し、その技術の維持・向上を図るためには、まず生業として成り立つことが重要。そのためには安定した中長期的な需要の見通しや、質の高い技術を用いた仕事への適正な対価に対する社会的な理解が必要。
- ・ 国は、こうした課題への対応も含め、文化財修理の事業規模の確保を推進。また、国指定文化財修理に当たっては選定保存技術保持者・保存団体等を活用するなど、修理需要の増加に資する取組を推進。一方、本調査会のヒアリングでは、既に専業では成立しない技術もあるとの指摘。
- ・ 第三に、主に美術工芸品や無形文化財等の選定保存技術など、技術が専門的かつ市場規模が小さいものについて、保持者・保存団体間の交流の少なさ、保存団体の組織化の困難さ、事務局機能の脆弱性といった課題。背景には、技術の承継が家業として零細に営まれている場合が多いという現状。高齢者から高齢者への継承となっている例もある。
- ・ 国は、選定保存技術の分野横断的な共通課題の解決や更なる技術の発展を目的に、保存団体間の情報交換会や、用具・原材料製作者や保存技術関係者と重要無形文化財保持者を含む伝統工芸関係者等の座談会開催など交流を促進。後継者養成に係る事務手続きについては、国主催の研修会等を実施しているが、技術者個人が事務処理等を行うことは困難な状況、地方公共団体職員が丁寧なやり取りを重ね実質上事務を肩代わりしている事例についても報告。
- ・ 第四に、社会的認知度の低さ。選定保存技術の保持者・保存団体は、その技術により文化財を支えてきた。有形・無形の文化財の存続はこれらの技術なしには成り立たず、その重要性は高まっている。
- ・ 国は、選定保存技術を広く社会に周知・普及するため、「日本の技フェア」の開催、「伝統建築工匠の技」のユネスコ無形文化遺産登録、国内外の各種展覧会、パンフレットや動画等による広報を実施。しかしながら、重要無形文化財の制度が、

その保持者の「人間国宝」という通称で注目を集める一方、選定保存技術制度は創設後 40 年近く経過した今でもなお、十分に知られているとは言えない。

2. 検討の方向性

(1) 選定保存技術制度の在り方

(ア) 選定技術・認定対象の拡大

- ・ 文化財を確実に保存するためには、保存技術の伝承基盤の整備と技術を生業とする業界の活性化が不可欠。このため、1 名・1 団体を原則としていた選定保存技術の保持者・保存団体の認定に係る運用を改め、状況に応じて保持者・保存団体の複数認定を行うとともに、その方針を明確化することが必要。
- ・ 保存団体は、後継者養成や広報を組織的に行うとともに個人をサポートすることも可能であり、個々の選定技術の置かれた状況に応じて、団体認定を促進する必要。

(イ) 保持者・保存団体の活性化

- ・ 技術者自身が分野や技術を超えた情報共有や交流を求めており、技術者が主体的に技術伝承について考え、行動することを後押しできるよう、分野を超えた横のネットワークの強化が必要。
- ・ 伝統技術が必要とされる文化財修理に当たっては、修理の質を担保するため、選定保存技術保持者・保存団体等、高い技術を有する技術者が担うことが重要。伝統的な質の高い用具・原材料の使用が望まれる。特に、国指定文化財の修理の際には、選定保存技術保持者・保存団体等の活用を必須とするとともに、その成果を積極的に発信することが求められる。
- ・ 保持者が後継者養成や技術の錬磨に注力できるよう、後継者養成の事業に係る経理や研修の事務的作業や環境整備についてサポートする体制が必要。その際、文化財に関する知見を備え保持者との緊密な関係性を構築するとともに、行政の実務的なアドバイスが可能な人材として、文化財行政経験者が担うことが考えられる。

(ウ) 社会的認知度の向上

- ・ 選定保存技術の社会的認知度をあげることは、後継者や文化財保護の応援者を確保するために重要。長期的には質の高い技術を用いた仕事への適正な対価に対する社会的な理解の形成にも資する。顕彰制度の検討や SNS の活用も含めた普及・啓発機会を充実する必要。地方公共団体は、文化財保存活用大綱・地域計画へ位置付けることなどが考えられる。

- ・ 重要無形文化財保持者（各個認定）を指すいわゆる「人間国宝」のように、選定保存技術保持者・保存団体が社会で広く認識され親しみを持ってもらえるような通称（「伝統の名匠」等）を検討することも有意義。
- （２） 文化財の保存技術に係る人材養成・確保
- ・ 文化財の保存技術を着実に継承するためには、選定保存技術保持者・保存団体が行う後継者養成に係る支援を強化する必要。後継者養成における保持者と団体の連携促進、レベル別の講習会の実施や団体認定資格の実施など、分野や技術に応じた支援を行うことが重要。
 - ・ 国や地方公共団体、大学等の多様な主体が行う研修も有効であり、保持者・保存団体の連携の下充実させていくことが必要。地方公共団体の担当者向けの講習を充実するとともに、文化財保護指導委員も含め、文化財保護に関する普及啓発を担う人材を対象とする情報交換等の機会の確保についても検討する必要。
- （３） 文化財修理等に係る分野横断的な拠点整備
- ・ 美術工芸品の修理拠点として、国は、令和４年度より新たな国立の文化財修理センター（仮称。以下「センター」という。）の整備に係る調査研究に着手。文化財保存技術や用具・原材料に関する諸課題については、各分野の専門性や知見を横串でつなぐ総合的な解決策の検討が必要。
 - ・ センターの整備に当たっては、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能などの幅広い機能についても検討が必要。
 - ・ 文化財に関する既存の研究機関である（独）国立文化財機構をはじめとする関係機関と緊密に連携することが必要。また、センターを中核に地域の博物館等の文化施設を協力施設として位置付け連携を図ることも有効。

III. 文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保について

1. 現状の取組と課題

- ・ 文化財の保存には、有形文化財において修理に用いられる用具・原材料や、無形文化財（わざ）を成り立たせる道具・原材料が必要不可欠。しかしながら、社会経済の変化に伴い、文化財分野以外における伝統的な用具・原材料の需要は限られたものとなり、安定的な確保が困難に。こうした状況は文化財の種類に関わらず概ね共通しているが、その程度や課題の違いに留意する必要。

- ・ 有形文化財の修理に当たっては、修理する文化財の当初の質と類似した伝統的な材質・資材を用いることが原則。このうち建造物については、スケールが相対的に大きく、一定の市場規模が存在するが、大径材などの特殊資材の確保といった課題がある。美術工芸品については、多種、高品質、少量かつ特殊な用具・原材料が必要であり、零細な市場規模のため、継続的な生産・製造等に課題。
- ・ 無形文化財の保存・継承に用いられる用具・原材料についても、美術工芸品と同様の傾向。芸能の場合は愛好家による道具等の使用、工芸技術の場合は伝統的工芸品や工芸作品一般等への使用があるが、愛好家の減少や伝統的な工芸品の需要の低下により、文化財以外の需要についても縮小傾向。
- ・ 選定保存技術制度では、文化財の修理技術等のみならず材料の生産、製造等又は用具の製作・修理等の技術・技能で保存の措置を講ずる必要のあるものについても選定対象とし保護。制度的な保護措置の他にも、需給状況等に関する調査、生産に係る管理支援、原材料の調査研究、需要の創出などの取組あり。
- ・ 用具・原材料を巡る厳しい状況の実態を把握するため、国、保存団体、研究者が分野ごとに必要な用具・原材料の実態、需給状況の調査を実施。また、建造物分野については、国において、国宝・重要文化財の保存修理で使用する修理用資材（漆、植物性屋根）の長期需要予測調査を実施。こうした各種調査は、分野ごとの状況の違いを踏まえ、網羅的・継続的に実施されることが必要。
- ・ 国は、有形文化財の用具・原材料の安定的な供給を図るため、建造物分野については文化財修理に提供可能な植物性資材の産地を「ふるさと文化財の森」として設定し情報提供、管理業務支援、認知度向上のための普及啓発等を実施。美術工芸品分野については、国宝・重要文化財の修理に必要で支援の緊急性の高い用具・原材料を対象に管理業務への支援を実施。
- ・ 漆やノリウツギをはじめとする採取に時間と手間がかかる原材料については、生産者の経営維持の観点からは生産困難となりやすく、継続的な支援が必要。また、用具・原材料の生産管理支援にあたっては、安定的な確保のみならずその質の担保が重要。
- ・ 文化財修理に伝統的に使用されてきた原材料について、有用性に関する科学的検証や、既に入手困難な原材料に関する代替素材の研究が、主に（独）国立文化財機構東京文化財研究所や地方公共団体等にて実施。調査研究を引き続き進め、段階的な代替材料の模索をはじめ、科学的知見を踏まえた施策を検討する必要。
- ・ 主に文化財保存にのみ用いられる原材料は、代表的な生産地であっても地域における認知度が低く、文化財以外の分野も含めた需要開拓など継続的な生産を支える環境が不足。国産漆のように、調査研究により文化財修理における全国的な供

給可能性や有用性が明らかになった原材料については、国によって需要を喚起する取組が進められているが、取組は一部にとどまる。

2. 検討の方向性

(1) 用具・原材料に係る調査・研究

- ・ 調査研究成果を踏まえつつ、用具・原材料に関する網羅的・横断的な需給調査や原材料に関する調査研究、情報発信を定期的・継続的に実施することが必要。生産見通しや代替材料の必要性などの課題を把握し、分野横断的な生産集約など、需給安定化に向けた取組につなげることが有効。

(2) 用具・原材料の安定的な確保

- ・ 原材料の長期的な安定供給のための仕組みについて検討する必要がある。

(3) 用具・原材料に係る情報発信、需要の創出

- ・ 文化財保存に必要な用具・原材料の生産地における認知度をあげるため、地方公共団体に対する積極的な情報発信を行うことが重要。地方公共団体が定める文化財保存活用大綱・地域計画においても、用具・原材料に係る対応を位置付けることも考えられる。
- ・ 用具・原材料の使用者側に着目した需要の創出は、長期的な視点で安定的な供給を促すインセンティブとなりやすく、持続可能な取組として有効。需要の創出方策の一つとして、文化財建造物の修理に伝統的な和紙等の活用を検討することも考えられる。

IV. 持続可能な文化財保存のための対応について

1. 現状の取組と課題

- ・ 文化財の保護に当たっては、文化財の価値を後世に向けて確実に維持する「保存」と、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会へ生かす「活用」の好循環を図ることが重要。一方、少子高齢化、過疎化といった社会状況の変化により、地域における文化財継承の担い手が減少し、文化財は散逸・消滅の危機。
- ・ こうした状況を踏まえ、未指定も含めた多様な文化財を次世代に確実に継承できるよう、文化財保護法の一部改正により平成 30 年には文化財の保存・活用のための地方公共団体の計画制度が、令和 3 年には文化財の地方登録制度が創設。長期的な視点で地域社会全体が文化財保護に取り組むための基盤が整えられた。
- ・ 文化財の保存と活用の好循環が実働するには、文化財の修理が適正な周期で行われること、そのための資金や修理を可能とする技術者、用具・原材料が安定的に

確保されること、適切に保存された文化財が地域社会で活用され文化財保護の担い手がさらに増えること、といった各段階での取組が相互に連動し継続的・安定的に規模を保つことが重要。

- ・ 文化財保護を巡る資金面の状況は厳しい。国指定文化財には国庫補助金等による支援があるが、そもそも文化財の保存・修理費用が高額になりやすい。一方、人口減少や過疎化により、地方公共団体からの補助や寄附金を含めて資金工面が難しい所有者が多い。文化財の活用による自己収入もコロナ禍で厳しい状況にあり、所有者が自己負担分を調達できずに修理の遅れにつながる事例も少なくない。
- ・ 都道府県・市町村の指定文化財や公立美術館・博物館の所蔵品については、概してその件数に比して地方公共団体の保存・活用の予算が少ないこともあり、厳しい財政事情から修理が進んでいない。
- ・ 公的資金が投入されている文化財の場合、民間資金を自己調達すると予算が減額されるのではないかと懸念により、所有者がクラウドファンディングの活用を尻込みしているとの指摘や、クラウドファンディングの活用の際に公的機関が関与またはサポートする仕組みの必要性について指摘があった。

2. 検討の方向性

(1) 文化財修理需要の可視化、創出

- ・ 文化財の適正な修理周期や修理実績等を踏まえ、長期的な修理需要予測を可視化することは、原材料の円滑な需給体制の構築とともに、修理技術者、用具・原材料の生産者、その他関係者の中長期的な仕事量の見通しの確保に資する。国においては、分野・対象を広げて長期的な修理需要調査を進めることが必要。
- ・ 地方公共団体は、文化財の保存・活用に民間資金活用を含めた持続可能な取組を行う先行事例も参考にしつつ、地方指定文化財の修理を促進することが必要。

(2) 多様な資金調達の促進

- ・ 地域社会全体で文化財を支える観点から、地方公共団体において、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、PFI方式など、寄附を含め文化財の保存・活用に係る多様な資金調達を促進する必要。所有者等による寄附やクラウドファンディングの活用を促進するため、国は自己資金調達の自助努力を後押し、積極的に活用しやすい仕組みを検討する必要。

(3) 幅広い裾野の拡大

- ・ 地域において文化財の価値を理解し、その継承のために尽力する担い手を増やすことが重要。文化財保存技術者や用具・原材料生産者の確保や後継者の裾野拡大にも資する。このため、国は文化財保存技術や用具・原材料に関して学校

への情報提供も含め積極的に発信を行うことが必要。

- ・ 博物館における体験学習や建造物修理現場の公開など、各地で行われている伝統的な技術の普及啓発活動の実施と情報発信が重要。地方公共団体における文化財保存活用大綱・地域計画に位置付け、関連性のある一体的な取組とすることが考えられる。大学の地域貢献の取組と連携することは有効。文化財保護に関する普及・啓発に当たっては、文化財保護指導委員の活用も有効。
- ・ 文化財の保存に必要な技術の継承や用具・原材料の確保のためには、文化財以外の分野での市場の開拓、活性化も重要。伝統的な技術が継承されている地域や原材料の生産地においては、地域における認知度を向上させ、地域行事や観光とも絡め特産品としての価値付けを図るなど、需要創出に向けた取組を検討することが重要。

V. 今後に向けて

- ・ 検討の方向性については、本中間整理を踏まえ、具体化に向けて引き続き検討を進め、令和4年末を目途に取りまとめを行うこととする。

以上